

# 文書鑑定ガイドライン

令和7年1月10日(編集)



偽造通貨対策研究所  
法文書鑑定室

*Counterfeit Currency Detection Research*

## はじめに

弊所では、文書鑑定を「①筆跡鑑定」「②印影鑑定」「③指印鑑定」「④画像鑑定」「⑤筆跡心理鑑定」の5つのカテゴリーに分類（紙幣や証書を除く）し、自社開発した赤外・紫外・可視光線ビデオマイクロスコープを用いて精密鑑定を実施しています。一般に筆跡鑑定といえば、紙面に書かれた文字の外観的な特徴について、本人が書いたものか否かを判断すると思われがちです。実は筆跡は、筆者固有の骨格や筋肉、視覚などの要因が織りなす全身運動の軌跡であり、紙面の文字は、運動の一部が平面痕跡として残留記録（可視化）されたにすぎません。精密鑑定における筆跡は、筆圧をともなう運筆によって物理的に横(x軸)・縦(y軸)・高さ(z軸)をもって形成された立体構造物として観察します。筆順は時間を意味するため、筆跡は時空間に存在する運動痕跡と言えるのです。例えば「木」字では、1つの交点で字画が交わるため、言わば4階建ての階層構造をなし、筆順が変わると階層の上下関係が変化します。

その他印影（印章）、指印、画像の鑑定では物理的な動作性質（力学的性質）、インクや肉の光学的・化学的性質について解析し、筆者心理については、筆致や文書様式について、科学的・統計的手法での観察により真偽を解明します。鑑定結果を平易な表現と検査工程を開示した公平かつ客観的な鑑定書、意見書に記述します。

## 受付から鑑定書の完成まで

### 1) 検査資料の準備

できれば鑑定資料・対照資料とも、原本資料をご用意下さい。コピー資料の場合は原本から1回目またはそれに近いモノクロコピーにて対応可能です（カラーコピーは色分解が発生するため鑑定には不向きです）。事情で不明瞭な資料でも、とりあえずご用意ください。

①鑑定資料：契約書や遺言書等の文書のなかで、筆跡や印影について疑義のある資料を言います。鑑定資料内に、署名その他同じ文字が複数ある場合は、グループ化が可能です。鑑定書の構成上、最大5点まで採用できます。但し、紙幣、証書、商品券等の印刷物の鑑定は必ず現物（原本資料）が必要です。

②対照資料：本人が書いたことが客観的に間違いのない肉筆資料、あるいは同じ印願で押印されたことが明かな資料で、例えば年賀状などの郵便やその他署名や文言が書かれた資料です。複数ある場合は参考資料として採用が可能です。なるべく多く集めてください。

③電子画像：鑑定資料、対照資料をPDFあるいはjpeg等の電子媒体でお送りいただくことも可能です。その場合はできる限り高解像度の画像ファイルをお送りください。Eメールに画像ファイルを添付するか、大容量の場合はファイル転送ソフトの利用またはCD-ROMの郵送も可能です。但し、いずれ本鑑定に移行する段階では、紙の資料が必要になります。

### 2) 送付または持参

検査資料（鑑定資料及び対照資料）は、付箋等を貼るなどし鑑定資料（鑑定筆跡、印影）と対照資料（対照筆跡、印影）を明確にして下さい。送付はレターパックプラス等の書留で郵送していただくか、面談打ち合わせがご希望であれば、その際にご持参下さい。

### 3) 鑑定事項について

例えば、文書鑑定では「資料A〇〇欄の署名と資料B〇〇欄の署名は、同じ筆者が書いた筆跡であるか、否か。」、通貨鑑定では「連邦準備券\$100記番号〇〇〇〇は真正券であるか、

否か。」のように鑑定したい内容すなわち鑑定事項を具体的にお示し下さい。

#### 4) 校正原稿の確認

鑑定書の作成途上において、校正原稿をEメールまたはFAX送信し、内容の確認をお願いします。鑑定事項が複数あったり、鑑定資料と対照資料が多数ある等、複雑な案件では誤認が発生しやすいため、校正原稿の段階で内容について、確認していただきます。そのうえで校了となった段階で印刷・製本を行います。

### いきなり鑑定書をつくらない

この意味についてですが、文書鑑定の依頼者は、殆どが初めての経験です。インターネットの普及で鑑定人を探すことは容易になりましたが、そこに問題も発生しています。真偽はともかく、依頼者の意向に沿った鑑定書をつくる商売気の強い鑑定人が多く、真実を曲げて作られた鑑定書は、相手方が無効を主張してくるのは当然で、紛争となります。このような場合、費用が無駄になるばかりでなく、鑑定書を信用した依頼者が敗訴する可能性も否定できません。そして残念ながら、このような鑑定人がネット検索の上位に存在します。

優良鑑定人を見極めるのは至難の業ですが、例えばホームページの記載内容、鑑定人の所属団体、あるいは身近な弁護士に相談する等、十分に情報収集をした上で選定してください。ちなみに業界団体は、国内では日本法科学技術学会（科学警察研究所が事務局）以外は全て任意の民間団体です。弊所では鑑定書作成の前に顕微鏡検査を実施し、準備書面として鑑定結果のみを記した鑑定所見書を発行しています。所見書は低額費用で、1週間ほどで発行が可能です。依頼者には、その結果を踏まえて鑑定書を作成するか、否かを判断していただきます。また所見書の費用は、鑑定書作成時の内金にもなります。

### 反論書について

相手方から提出された鑑定書について、納得できない場合は、反論意見書あるいは反論鑑定書を作成します。その他意見書は、検査資料の状態が劣悪な場合（例えば再三コピーのコピーとかFAX出力資料のよう）、文字数が極めて少ない場合、その他筆具相違、書体相違、怪文書等の筆跡で対照資料と比較し、精密鑑定が難しい場合は、鑑定人としての意見をまとめた「反論意見書」を作成しています。見過ごせば真実が覆い隠され、依頼人が不利な立場に立たされます。意見書は、言わば「寝ている悪を起こす」ためのきっかけとなるものと考えています。念のため弊所の対応業務について、詳述します。

- ①面談鑑定：検査資料を持参いただき、その場で資料を拝見しつつ、筆者識別について所見を通知します。ただし所見書や鑑定書の書面は作成しません。
- ②所見書：鑑定書作成の前に、鑑定結果を抜粋した書面を作成します。結果が依頼人の意向に沿う場合は鑑定書の作成にすすみます。所見書は準備書面として裁判所への提出が可能です。但し、鑑定内容を省略しているため証拠として扱うことはできません。
- ③意見書：例えば、相手方から提出された筆跡鑑定書に対する反論や評価を記述したり、鑑定不能と思われる資料（例：乱筆遺言書）について、鑑定人の推定判断を示すときに作成します。
- ④鑑定書：筆跡や印影について、顕微鏡検査による精密鑑定を行い、その結果を記述した論文として、説得力のある精密鑑定書を作成します。
- ⑤裁判出廷：裁判所からの鑑定人尋問について、要請があれば対応しています。但し、遠隔地の裁判所への出廷についてはスケジュール調整が必要です。

費用見積りについては、鑑定事項、資料数その他依頼者の意向を聞いて仕様を確定したうえで、詳細見積りを作成します。

# 文書鑑定の実施要領と報酬規定 (令和6年10月30日改訂)

## 検査資料

- 1) 鑑定資料(疑問資料)と対照資料(真正資料)は、付箋を貼るなどし、それぞれを明確にしてください。
  - 2) 鑑定資料の筆具、書字方向、書字年代において、なるべくそれに近い対照資料をお探し下さい。
  - 3) コピー資料は、原本から第1～2コピーであれば採用可能です。但し、モノクロがベターです。
  - 4) お手元の資料をコピーし、鑑定終了までそれを保管され、被コピー資料をお送りください。
  - 5) FAX受信した資料は、画像が変形する可能性が高く、検査資料として使えない場合があります。
  - 6) 印鑑証明書(間接証明方式)の印影は、発行自治体により対照資料に使えない場合があります。
  - 7) カーボンコピーは、状態により採用できない場合があります(強筆圧、濃い画線であれば使用可)。
  - 8) 筆跡鑑定については鑑定資料、対照資料とも5点(箇所)まで鑑定書への掲載が可能です。
- ※資料を郵送される場合は、書留となる郵便局のレターパックプラスの利用をおすすめします。

## 確認事項

- 1) 筆者の利き腕(右利き、左利き)は。
- 2) 鑑定資料及び対照資料の書字年令、及び筆者の生年月日は。
- 3) 筆者の当時における健康状態(身心とも)は。
- 4) 印影について、文字及び輪郭線に画線の欠損があるか。
- 5) コピー印影のコピー方法(コピー機、スキャナー等)は。

## 費用について(税別)

- 1) 所見書= 50,000円(準備書面として提出。鑑定書の結果部分を抜粋したもの。)
  - 2) 意見書= 250,000円(証拠として提出。相手方提出の鑑定書、意見書に対する反論書を含む。)
  - 3) 鑑定書= 500,000円(証拠として提出。基本的に精密鑑定書を作成する。)
  - 4) 裁判出廷= 70,000円(証人として出廷。提出裁判所の場所により交通費・宿泊費等別途必要。)
  - 5) 面談鑑定= 10,000円(面談による鑑定。持参資料を視認鑑定し、鑑定結果を口頭で説明する。)
- ※費用は鑑定件数、依頼人の要請により変動する場合があります(原則前受け金予納)。  
※所見書費用は鑑定書作成時、その内金となります(意見書を除く)。  
※検査資料を確認のうえ正式見積書を作成します。成功報酬の規定はありません。

## 作成納期

- 1) 所見書= 1～2週間(資料数、鑑定事項、資料の精度により納期が変化する)
  - 2) 意見書= 2～4週間(資料数、鑑定事項、鑑定人スケジュール、その他事由で変動あり)
  - 3) 鑑定書= 1～2ヶ月( 同上 )
- ※基本的に3部作成します。追加部数は別途見積りとなります。

## 校正原稿の確認

- 1) メール= 所見書、意見書、鑑定書ともPDFを添付いたします。
  - 2) FAX= 頁数の少ない所見書または意見書において対応します。
  - 3) 郵送= 通信手段がない場合、校正原稿を郵送します。ただし印刷、郵送実費が必要です。
- ※校正原稿PDFのメール送信を希望される場合は、メールアドレスをご教示ください。

## 申込先

偽造通貨対策研究所 法文書鑑定室 事務局石井宛 TEL: TEL03-3541-1982 FAX: 03-3541-1952  
mail: info@cdrjapan.co.jp  
住所: 〒104-0061東京都中央区銀座7-15-8銀座堀ビル4F(受付)

## 研究所概要と鑑定人略歴

### 偽造通貨対策研究所所長 遠藤智彦

1979年専修大学(法学部)卒。(旧)日本ユニシス株、(旧)日本オリベッティ株などのコンピュータ関連機器メーカーに勤務。金融機関向け業務機器として偽造米ドル紙幣鑑定機の企画開発を経験。同時に各種文書鑑定装置の企画、開発に関与。1992年から裁判所及び法律事務所から嘱託鑑定人として筆跡・印影等の文書鑑定業務を開始。特に弁護士からは鑑定書に対する反論意見書の作成依頼が増えている。(旧)大蔵省認可両替商向けに1987年から外国為替自由化の1997年まで、約10年間全国税関主催の両替商連絡協議会において全国の金融機関、両替商に偽造券の見破り方、窓口の安全対策について講師を担当。文書鑑定装置、紙幣鑑定機、外貨両替関連システムに関する特許多数。



所長 遠藤智彦近影

### ご挨拶

当研究所法文書鑑定室では、筆跡、印影、指紋(拇印)、印刷文書、その他紙幣、証書、商品券などの真偽鑑定について、鑑定及び鑑定書の作成・発行を行います。スキャナーやプリンターの高精度化により、文書偽造も増加傾向にあります。弊所では、自社開発の赤外・紫外・可視光線ビデオマイクロスコープ(max1000倍)を使用し、検体を立体画像化(3D)して各種解析を行っています。さらにForensic Science(鑑識科学)として紫外線・赤外線等の光学的手法により、インクの成分、紙質を解析し、潜像文字や筆圧痕を検出します。解析結果は最新のコンピュータ画像処理技術を駆使し、第三者に解りやすいビジュアル画像と平易な解説で鑑定書に掲載します。『調査の鍵は鑑定書にあり!』、客観的かつ公平の立場で、法科学技術と伝統的鑑定手法の論調による説得力のある鑑定書、意見書を作成します。

### 偽造通貨対策研究所

名称	偽造通貨対策研究所(Counterfeit currency Detection Research)
所長	遠藤智彦(鑑定人、法文書鑑定室室長)
設立	1992年3月
鑑定事例	全国地方裁判所 全国法律事務所 各都県警察本部 全国委税関 全国金融機関 大使館 探偵事務所 一般個人
鑑定業務	通貨鑑定:日銀券(旧券含)、外国通貨(旧券含)、硬貨、記念メダル他 筆跡鑑定:遺言書、契約書、怪文書他における疑問筆跡の鑑定 印影鑑定:印影鑑定、印類鑑定(拇・指印含む)、 画像鑑定:証拠の写真画像に関する鑑定 証書鑑定:パスポート、在留カード、各種債券(外国債)、各種公正証書他
講演依頼	各地税関、金融機関、各業者組合(日本チケット商協同組合、全国質屋協同組合 全国調査業協同組合等)、
取材事例	新聞社、TV及びラジオ局、出版社、その他偽造事件発生時における報道関係各社の取材について随時対応。
加盟団体	日本法科学技術学会 日本鑑識学会 国際鑑識学会 日本犯罪学会 日本印刷学会 計量国語学会 全国両替商防犯連絡会(JESC)
サイト情報	<a href="http://www.gizoutaisaku.com">http://www.gizoutaisaku.com</a>
所在地	〒104-0061東京都中央区銀座7-15-8銀座堀ビル4F
連絡先	TEL03-3541-1982 FAX03-3541-1952 E-mail: info@cdrjapan.co.jp (事務局)
母体会社	会社名:日本シーディーアール株式会社 事業内容:紙幣鑑定機、証書鑑定機、その他法文書に関する各種鑑識機材及びシステムの企画及び開発、製造。 取引先:国立印刷局、出入国在留管理庁、海上保安庁、警察本部、金融機関、各業者組合(日本チケット商協同組合、全国質屋協同組合、全国調査業協同組合等)、他

### コンサルティング、講演、取材、開発依頼について

文書鑑定に関するご相談、鑑定依頼、その他取材や研究、システム機器開発のご相談については個別事案として、その都度承ります。

- 1) 法文書・総合文書鑑定=紙幣、証書、証券、商品券、筆跡、印影、印刷文書、
- 2) 法科学・法医学=指紋、足跡、DNA、声紋、顔相
- 3) 法工学・法物理=写真及び画像、その他構造物の解析
- 4) コンサルティング=各種鑑定装置の企画・開発、偽造対策コンサルティング